

委員会提出第二号議案

林業政策・予算に関する意見書

森林は、水源の涵養、国土の保全などの国民生活に欠かせない多くの公益的機能を有しており、これらは森林を適正に保全・管理することで健全に発揮されるものである。

二酸化炭素を吸収・貯蔵する機能もその一つであるが、先般公表されたCOP21に向けた政府の「約束草案」では、温室効果ガスの削減目標のうち、二%を森林吸収により確保するとされており、この目標達成のためには、森林が適正に保全・管理される必要がある。

適正な森林整備に必要な予算は、これまで補正予算の充当でかろうじて確保されてきたが、平成二十七年度は平成二十六年度補正予算における公共事業予算の圧縮により、極めて厳しい状況になっている。

この状況が続けば、森林の公益的機能の低下が懸念されるばかりでなく、林業に大きく依存する山村地域はますます疲弊し、国が進める「地方創生」の流れにも逆行することとなる。

よって、国会及び政府におかれては、将来にわたって森林が適正に保全・管理されるために、次の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

一 平成二十七年補正予算の実現

再造林、下刈など森林の循環利用を支える施業の着実な実行のための財源を補正予算などで確保すること。

二 平成二十八年度以降の森林整備予算の確保

森林整備の着実な実施と森林吸収量の確保に向け、「地球温暖化対策のための税」の使途の森林吸収源対策への拡大や、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する新たな税制の創設など、安定的な財源の確保を図ること。また、それまでの間においても所要の方策を講じること。

三 地域の实情に配慮した助成制度の構築

搬出を主体とした間伐や、確実な再造林・保育などの森林整備の推進に支障をきたさないよう、搬出間伐の対象材積、獣害防止ネットや地拵えの経費の助成などは、地域の实情に配慮したものとすること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十七年八月六日

大分県議会議長

田

中

利

明

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
農林水産大臣	林芳正殿
地方創生担当大臣	石破茂殿